

地方法人課税について

平成26年10月

全国知事会 地方税財政常任委員長 石井隆一

1 税源の偏在性の是正

- 税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべきである。
- 地方消費税は地方法人課税などと比べ地域間の税収の偏在性が比較的小さい税ではあるものの、一人当たり税収で最大2倍の格差が存在していること、さらに、不交付団体には社会保障給付支出の増加額を上回る地方消費税の増収が生じる一方、交付団体については、これが地方交付税の振替である臨時財政対策債の減少等により相殺されることになる結果、不交付団体と交付団体の間の財政力格差がさらに拡大するといった課題が生ずる。
- 今後増加する社会保障関係費の財源を確保するため、消費税・地方消費税率をさらに引き上げる場合には、引上げ分の全てを国の消費税とし、そのうちの一部を地方交付税としたほうがよいのではないかという議論につながるおそれもあり、これは、地方分権の観点からは必ずしも好ましいことではない。

1 税源の偏在性の是正（続き）

- 地方法人特別税のように地方税を単純に国税化し、偏在是正の財源として活用することは、暫定措置としてはともかく、地方分権の観点に沿った税制のあり方としては適切ではない。
- 大都市圏の都府県からは本来地方税の充実によって対応すべきとの意見もあるが、今後も地方分権改革を進め、地方税源の更なる充実を実現していくためには、地方消費税率の引上げとあわせて税源の偏在是正策を講ずることが必要不可欠である。
- 消費税・地方消費税率の10%への引上げの際には、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めるなど、引き続き偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、偏在是正により生ずる財源については確実に地方財政計画に計上し、実効性のある偏在是正措置とすべきである。

1 税源の偏在性の是正（続き）

- 地方法人特別税・譲与税制度については、あくまでも暫定的な措置として導入されたものであり、その廃止等を図ることを基本として検討すべきであるが、単に法人事業税に復元するだけでは地域間の税収格差が現在より拡大すること、また景気回復に伴い法人関係税収が増加するとさらに税収格差が拡大することになるといった課題があり、現行制度が持つ偏在是正効果を十分に踏まえるべきである。

（参考）地方消費税引上げに伴う都道府県の歳入・歳出の変動

富山県試算

| 不交付団体 | | 交付団体 | |
|----------------------------|--|------------------------|---|
| 歳入(A) | <p>地方消費税増加額（1.2%分）</p> <p><u>2,100億円</u></p> <p>※地方消費税引上げ時点(平成26年度)で臨時財政対策債は発行していない。</p> | 歳入(A') | <p>地方消費税増加額（1.2%分）</p> <p>1兆3,100億円 ①</p> <p>臨時財政対策特例加算及び臨時財政対策債の減少</p> <p>△5,300億円 ②</p> <p>① + ② = <u>7,800億円</u></p> <p>※上記②の減少に加え、地方交付税原資の増加に応じて臨時財政対策債等が減少</p> |
| 歳出(B) | <p>社会保障関係費の増加額</p> <p><u>900億円</u></p> | 歳出(B') | <p>社会保障関係費の増加額</p> <p><u>7,800億円</u></p> |
| (A) - (B) = 1,200億円 | | (A') - (B') = 0 | |

注：社会保障関係費の増加額は、社会保障4経費における地方の負担割合等（平成23年12月「国と地方の協議の場」提出資料（総務省、厚生労働省）等）に基づき、都道府県の歳出増加総額を消費税率に換算して0.34%程度になると推計した上で、人口により交付・不交付団体に比例あん分した。

(参考) 平成26年度与党税制改正大綱 (地方法人課税の偏在是正)

【消費税率8%段階】

- 法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化 (5,800億円)
- 偏在是正により生じる財源 (不交付団体の減少分) を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小 (6,200億円) し、法人事業税に復元

【消費税率10%段階】

- 法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

(参考) 消費税・地方消費税率引上げ等による人口1人あたり 都道府県税込等の変動

富山県試算

| | H24決算 (都道府県) | 消費税・地方消費 税率8%段階 | 法人税割の 交付税原資化 (H26税制改正) | 地方法人特別税・ 譲与税の見直し (H26税制改正) |
|----------|-----------------|--------------------|------------------------------|----------------------------------|
| 最大 (東京都) | 167,906 円/人 | 175,994 円/人 | 167,624 円/人 | 172,951 円/人 |
| 最小 (沖縄県) | 69,971 円/人 | 69,971 円/人 | 70,660 円/人 | 70,269 円/人 |
| 最大/最小 | 2.40 倍 | 2.52 倍 | 2.37 倍 | 2.46 倍 |

2 法人実効税率の見直し (1) 代替税財源の確保

- 国と地方を通じた巨額の財政赤字が生じており、さらに、今後の人口減少・少子高齢化の進展による社会保障関係費等の増加が避けられないなかで、地方交付税原資分を含めるとその約6割が地方団体の財源である法人課税の見直しは、地方財政に深刻な影響を与えることが懸念される。
- 法人実効税率を引き下げる場合には、法人関係税に係る課税ベースの拡大等により、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保することを併せて検討し、地方の歳入に影響を与えることのないよう、恒久減税には恒久財源を確保すべきである。
- なお、平成27年10月に予定されている消費税・地方消費税10%への引上げという状況を踏まえると、個人住民税や固定資産税の税率引上げは住民理解を得ることが困難であり、現実的な措置ではないため、可能な限り「法人課税の中での税込中立」を優先すべきである。

(参考) 法人実効税率 1%あたり税収 (国・地方)

- 平成26年度予算・地方財政計画ベースの法人関係税 17.6兆円 (うち法人所得課税は 16.2兆円)。
- 法人実効税率 1%あたりの税収は、国・地方をあわせて 4,670億円
 (法人所得課税(国・地方)合計額 16.2兆円 ÷ 法人実効税率 34.62%[標準税率ベース])
 ⇒ 1%あたり税収のうち地方税財源は「地方交付税原資分も含めると 2,550億円 (54.6%)」

| | | 法人所得課税 (国・地方) H26予算額 | 法人実効税率 (標準税率 ベース) | 実効税率 1% あたり税収 |
|-----|---------------|----------------------------|-------------------------|------------------|
| 国 | 法人税 | 10.0兆円 | 23.79% | 3,209億円 |
| | うち交付税原資 (34%) | (3.4兆円) | | (1,090億円) |
| | 地方法人特別税 | 2.2兆円 | 4.00% | 540億円 |
| 地方 | 法人事業税 (所得割) | 1.8兆円 | 2.71% | 365億円 |
| | 法人住民税 (法人税割) | 2.2兆円 | 4.12% | 555億円 |
| | 都道府県民税 | (0.6兆円) | (1.19%) | (160億円) |
| | 市町村民税 | (1.6兆円) | (2.93%) | (395億円) |
| 合 計 | | 16.2兆円 | 34.62% | 4,670億円 |

⇒ 法人実効税率 1%に
占める地方税財源

⇒ 2,550億円

54.6%

※ 法人所得課税16.2兆円 = 法人関係税17.6 - (法人住民税均等割0.5 + 法人事業税付加価値割0.4 + 同資本割0.2 + 同収入割0.2)

※ 各税目ごとの「実効税率 1%あたりの税収」は、「合計の 1%あたり税収」を法人実効税率のシェアであん分

2 法人実効税率の見直し (2) 外形標準課税の拡大

- 法人事業税は、法人が地方団体の行政サービスの提供を受けていることから、法人が行う事業活動の規模に着目して課税するものであり、応益性の原則から見て外形標準課税は法人事業税の課税方式として望ましいものである。
- 外形標準課税は、努力をして成果を上げた企業にとっては、法人所得に係る税負担が軽減される効果を持ち、新規投資や新分野への進出の促進による経済の活性化が期待でき、政府が目指す経済政策の方向性と一致するものである。
- 付加価値割による外形標準課税は、法人による給与額の増減はその分単年度損益の増減につながり、結果として課税標準である付加価値額は変化しないことや、付加価値額に「雇用安定控除」の仕組みがあることから賃金や雇用に影響を及ぼすことはなく、経済の好循環の実現に反するものではない。

2 法人実効税率の見直し（2）外形標準課税の拡大（続き）

- 応益性の強化・税収の安定化のために、まずは既に外形標準課税が導入されている大法人（資本金1億円超）について、外形標準課税（付加価値割）を拡大していく方向で検討すべきである。
- 中小法人（資本金1億円以下）への外形標準課税の拡大については、今回の法人税改革は法人の国際競争力の強化等の観点から議論が行われていること、地域経済の実態として中小法人を取りまく環境は依然厳しいこと、中小法人の経営に対する配慮から中小法人に係る現行の税率は低く設定されていることなどを踏まえて、慎重に検討する必要がある。
- 本年6月にまとめられた政府税制調査会の報告書では「事業活動規模をより適切に反映し、税の簡素化を図る観点から、資本割を付加価値割に振り替えることが望ましい」とされ、また「法人住民税均等割の増額について、新たな指標の作成や区分の再検討を含めて検討すべきである」とされていることを踏まえ、中小法人の経営に配慮しながら外形標準課税（資本割）及び法人住民税均等割の見直しを進めるべきである。

(参考) 地方の行政サービスと法人所得課税 (H24決算)

都道府県

(単位: 億円)

| 歳出(一財充当) | | 法人所得課税等 | |
|----------|---------|---------------|--------|
| 商工・労働 | 6,546 | 法人税割 | 6,859 |
| 農林水産 | 7,750 | 法人事業税 | 23,537 |
| 警察・消防 | 30,065 | 地方法人特別譲与税 | 16,709 |
| 教育 | 83,211 | 法人税(法定率34%) ※ | 14,276 |
| 土木 | 14,382 | | |
| 合計 | 141,954 | 合計 | 61,381 |

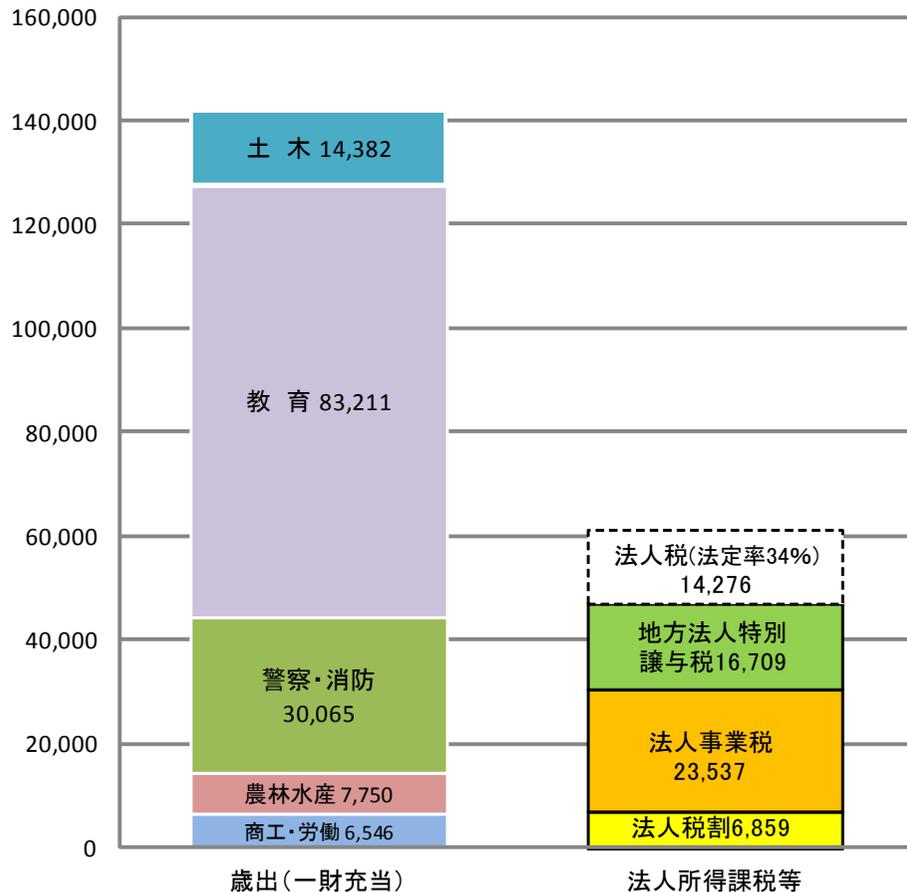
市町村

(単位: 億円)

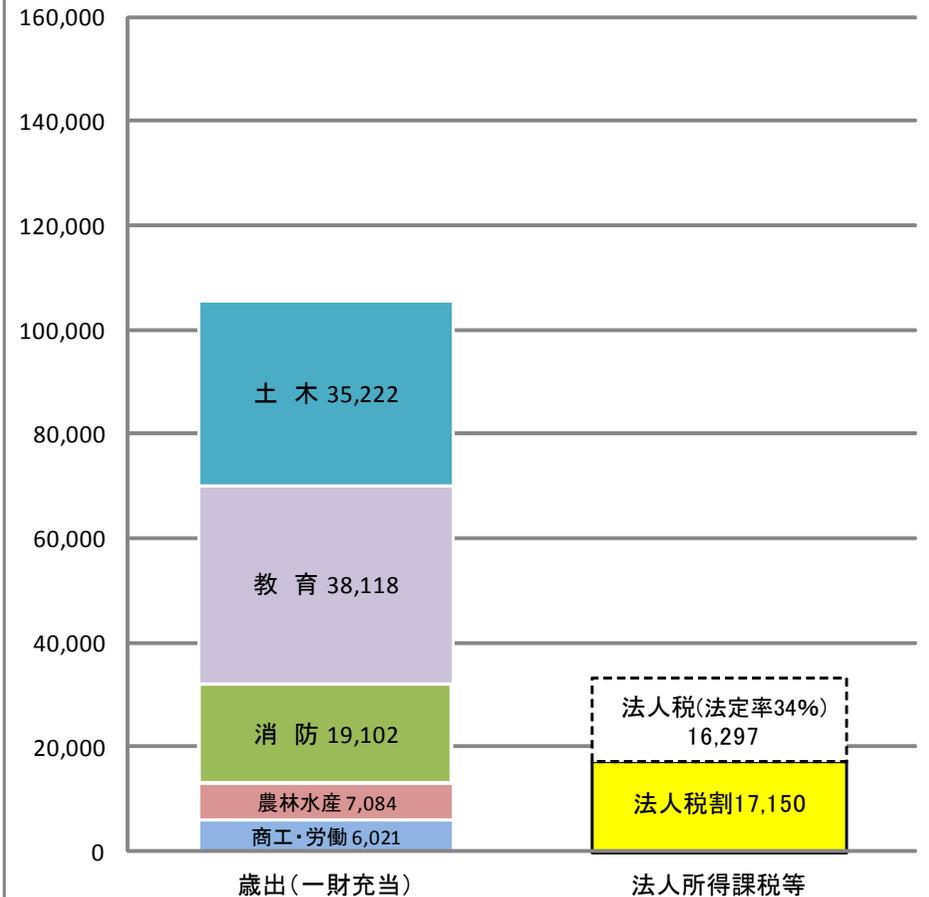
| 歳出(一財充当) | | 法人所得課税等 | |
|----------|---------|---------------|--------|
| 商工・労働 | 6,021 | 法人税割 | 17,150 |
| 農林水産 | 7,084 | 法人税(法定率34%) ※ | 16,297 |
| 消防 | 19,102 | | |
| 教育 | 38,118 | | |
| 土木 | 35,222 | | |
| 合計 | 105,547 | 合計 | 33,447 |

※地方交付税原資となる『法人税(法定率34%) 30,573億円』については、H24基準財政需要額により都道府県と市町村をあん分

都道府県



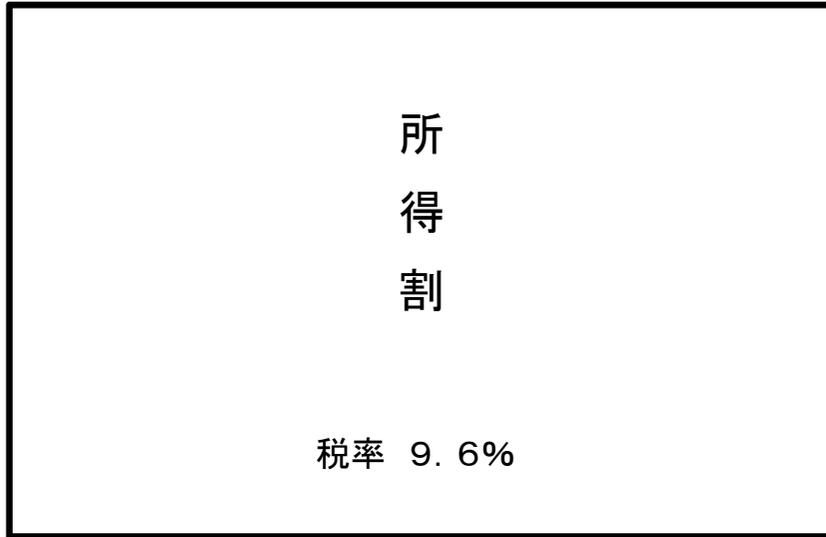
市町村



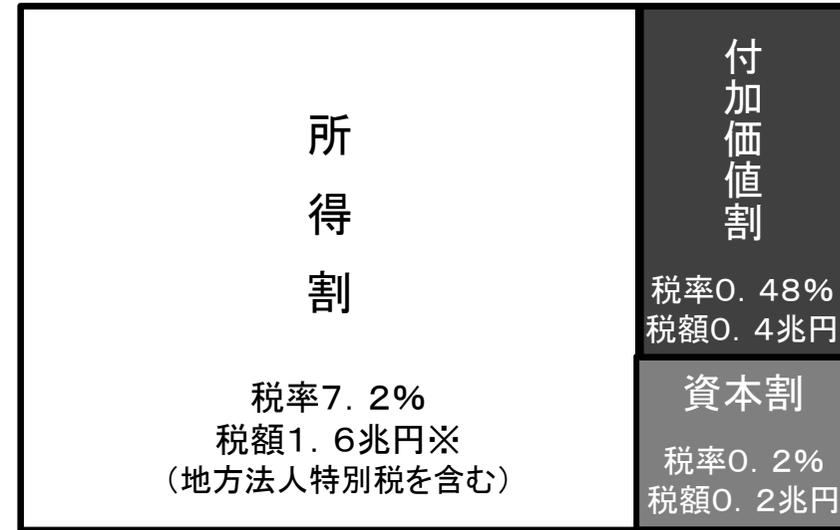
(参考) 外形標準課税制度の概要

資本金1億円を超える法人が対象(平成24年度では全法人中1.0%(約2.4万社/245万社))

導入前



導入後 (税額は平成24年度分)



〔制度創設時の設計〕
2
…
1

〔制度創設時の設計 3 : 1〕

※ 税額は、超過課税分を含まない。

所得割

法人の所得によって課税

付加価値割

法人の付加価値額によって課税

付加価値額

$$= \left[\begin{array}{c} \text{収益配分額} \\ \text{(報酬給与額※+純支払利子+純支払賃借料)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{単年度損益} \end{array} \right] \times 0.48\%$$

※雇用安定控除(収益配分額の7割を超える報酬給与額を控除)有り

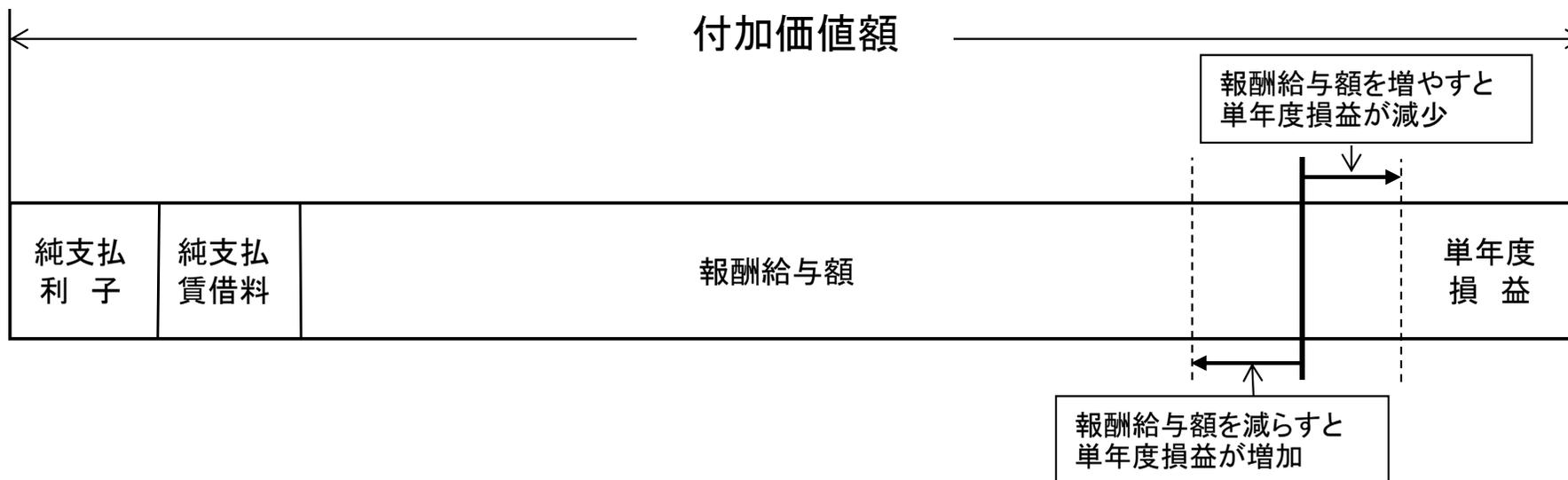
資本割

法人の資本金等の額によって課税(1千億円超部分の割り落とし、持株会社の特例有り)

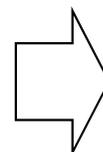
資本金等の額

$$= \left[\begin{array}{c} \text{資本金又は出資金の額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{資本金の額又は出資金の額以外の金額の増減額} \end{array} \right] \times 0.2\%$$

(参考) 付加価値額の各生産要素に対する中立性



付加価値額は、各生産要素の選択に関して中立的



報酬給与額を増減しても、税額は一定。

(具体例)

黒字法人の場合



赤字法人の場合



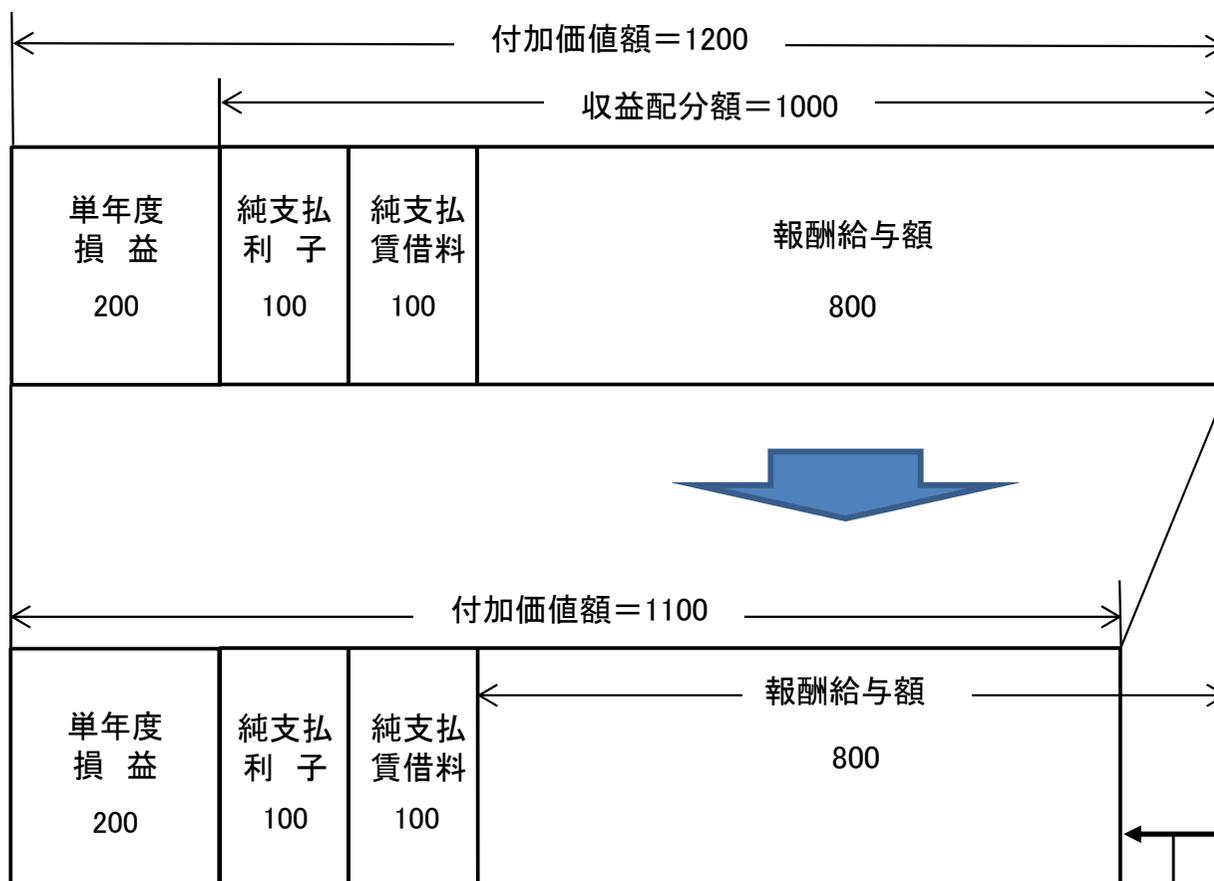
いずれの場合においても、報酬給与額の増減は、単年度損益の増減で相殺され、付加価値額は1200、800のまま。

(参考) 雇用安定控除について

$$\text{雇用安定控除額} = \text{「報酬給与額」} - \text{「収益配分額」} \times 70\%$$

「報酬給与額」が「収益配分額」の70%を超える場合、「付加価値額」から雇用安定控除額を控除する。

(具体例)



本来の付加価値額
= 1200

雇用安定控除を適用した後の付加価値額 = 1100

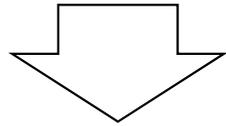
雇用安定控除
= 800 - 1000 × 70% = 100

(参考) 地方法人課税における応益課税の課題について

H25.7月 和歌山県資料を
基に作成

○応益課税の歪みと課税ベースの浸食

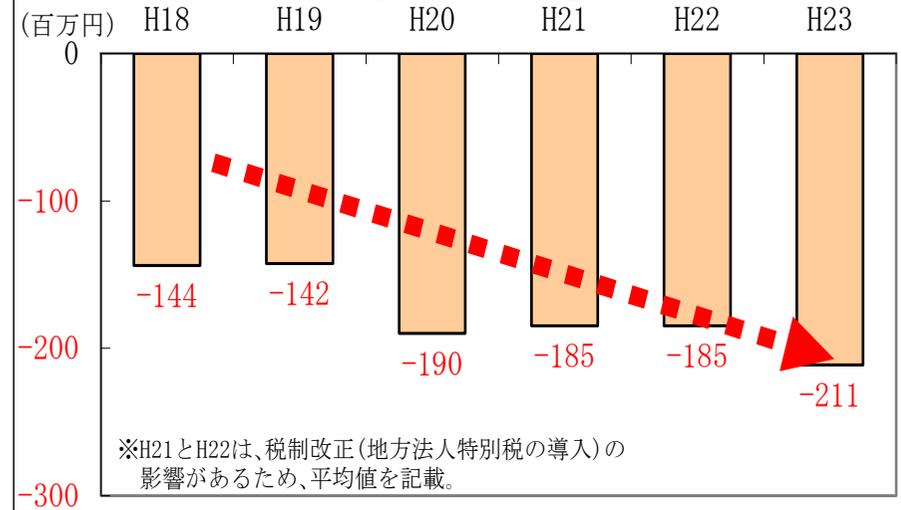
- 自己株式の取得の解禁(H13商法改正)により、市場等で自己株式の取得を行う法人が増加。
- 自己株式の取得は資本等取引であり、「資本金等の額」を算出の基準とする均等割及び資本割の課税ベースが浸食され、税収減。
- 「資本金等の額」と、法人の事業活動の規模との乖離が拡大。



均等割及び資本割の算出基準について、法人の税負担能力を適正に示す基準への見直しを行うことが必要。

資本金等の額 法人が株主等からの出資を受けた金額
(法人税法2条16号)
均等割(法人県民税)：資本金等の額を税率適用区分として年間2.1万円～84万円を課税。③税収10億円。
資本割(法人事業税)：外形標準課税として導入。
資本金等の額を課税標準として課税。③税収10億円。

資本割額の増減(H17比較) 【和歌山県】



A社(想定例) 資本金500億円(分割基準1/3)

| 事業年度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|---------------|-------|--------|--------|--------|---------|------|------|--------|
| 資本金等の額(億円) ※1 | 1,800 | 300 | ※2 300 | 300 | ※3 -100 | -100 | -100 | -1,000 |
| 増減要因 | | 自己株式消却 | | | 自己株式取得 | | | 自己株式取得 |
| 均等割(千円) | 800 | 800 | 800 | 800 | 21 | 21 | 21 | 21 |
| 資本割(千円) | - | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※1 H18税制改正以前は「資本等の金額」 ※2 H18改正により自己株式の取得時に「資本金等の額」を減算
※3 H20決算から「資本金等の額」がマイナス

平成23年度資本割

| | 税額 | 指数 (H17=100) |
|------|---------|-----------------|
| 富山県 | 1,671 | 69 |
| 滋賀県 | 2,840 | 76 |
| 京都府 | 3,556 | 66 |
| 大阪府 | 19,899 | 70 |
| 兵庫県 | 8,054 | 74 |
| 奈良県 | 975 | 64 |
| 和歌山県 | 1,003 | 83 |
| 全国計 | 230,715 | 74 |

2 法人実効税率の見直し (3) 法人事業税等の損金算入

- 法人事業税は、その一部が所得への課税となっているものの、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うにあたって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けていることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基づいて課税されるものであり、法人所得計算において損金に算入されているのは、こうした法人事業税の性格を踏まえたものである。
- 固定資産税は、資産の保有と行政サービスとの受益関係に着目し、資産価値に応じて応益的に課税する財産税（物税）であり、こうした性格を踏まえて同様に損金に算入されている。
- 法人実効税率引下げの代替税財源として、法人事業税や固定資産税の損金算入の廃止が検討されているが、これらの税は法人の事業活動や固定資産に係るコストであり、その応益課税としての性格に反するのではないかと懸念されることから、税制としての妥当性について十分議論し、慎重に検討すべきである

地方への人の流れをつくる新たな税制度(たたき台)

富山県資料

基本的な考え方

- 地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、若い世代が地方にとどまり安心して働ける雇用の場を創出
- 東京圏から地方に本社等の移転等を行う企業に対する税制上のインセンティブ

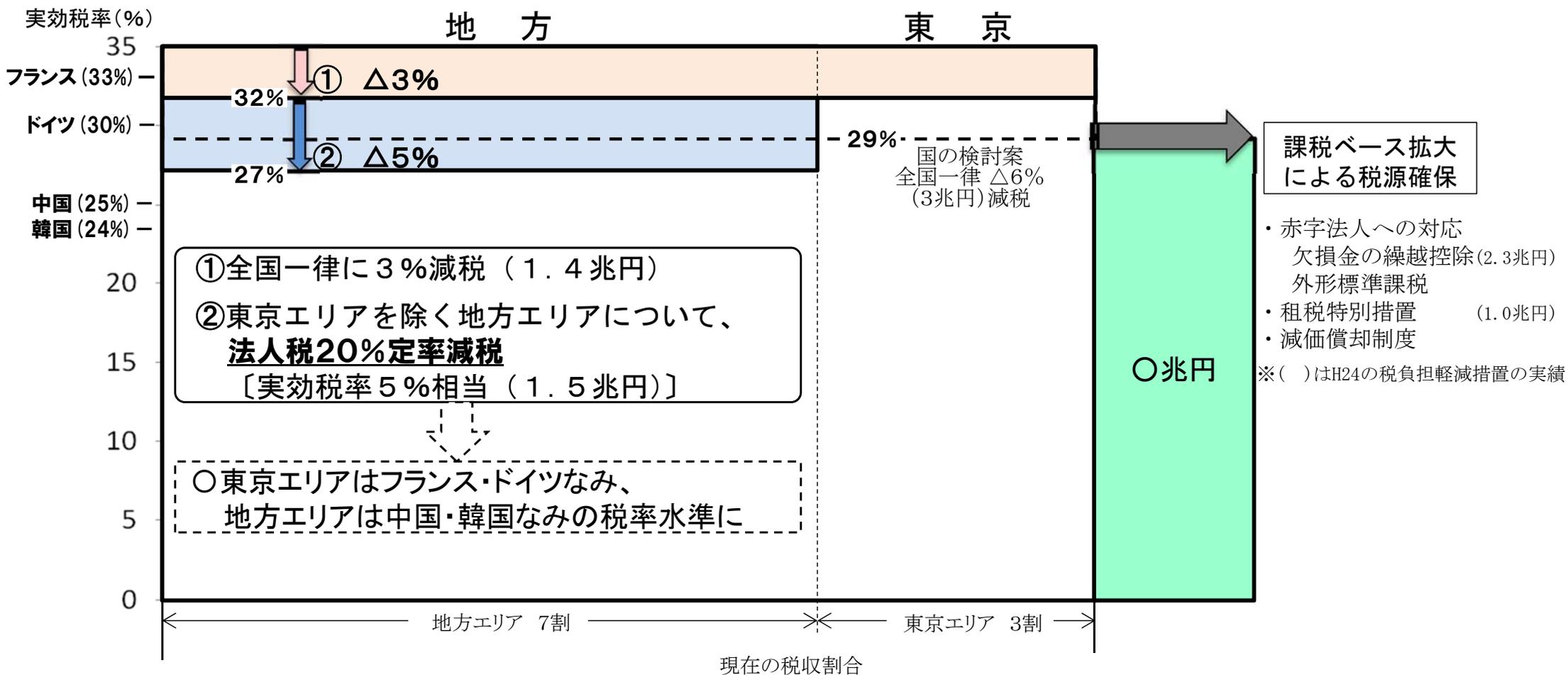
【試案】 地方に本社等の移転等を行う企業に対する法人税の引下げ、地方税の課税免除措置

- 対象法人：東京圏から地方へ本社等を移転等した企業（本社機能の一部移転や研究開発拠点の立地等を含む）
（案）・東京圏：まち・ひと・しごと創生法案を参考
 - ・本社機能の一部移転の認定要件 = 本社に勤務する従業員の5%以上が異動など
- 法人税に係る法人所得の30%を課税所得から控除 ※10年間
- 本社移転等の際して取得、建設、増設した土地・建築物・構造物・機械設備等について
 - ・国税（法人税等）の特別償却
 - ・地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）の課税免除 ※取得等から10年間
- 課税免除による地方税の減収部分については、地方交付税による減収補てん措置の対象



ふるさとと企業減税の導入

- 国の3課題「人口減対策」「成長戦略」「財政再建」の解決手段が「ふるさとと企業減税」
- 国が検討中の減税規模(3兆円)を維持しながら、地方の法人税を東京より大きく減税



※ 法人住民税の課税標準を税額控除前の法人税額とすることにより、法人住民税は減収にならない。